

2月7日は「北方領土の日」

1855年2月7日、日本とロシアとの間で日露通好条約が調印され、北方四島が日本の領土であることが両国間で確認されました。

北方領土問題に対する皆様の関心と理解をさらに深め、返還運動のいっそうの推進を図るため、日露通好条約が調印されたこの日を「北方領土の日」と制定しました。

北方領土返還要求運動の一環として、特別啓発期間中、左記の施設に署名コーナーを設置いたしますのでお立ち寄りの際はぜひご協力をお願いいたします。

【署名コーナー設置施設】

- ・ 役場本庁舎ロビー
- ・ 鬼鹿支所
- ・ 達布支所
- ・ 観光交流センター

【署名コーナー設置期間】

1月21日(水)～2月20日(金)まで

【企画振興課企画振興係】

☎ 56-2111

Jアラートでの情報伝達訓練

地震や津波、武力攻撃などの発生に備え、下記のとおり情報伝達訓練を行います。

日 2月6日(金) 11時00分

■訓練の内容

町の防災行政無線から一斉に次の放送がされます。

- ①上り4音チャイム
- ②「これは、Jアラートのテストです」×3
- ③「こちらは、防災おびらです」
- ④下り4音チャイム

【企画振興課企画振興係】

☎ 56-2111

まちの法律ひまわり便り 「共同親権の導入と、これから備えておきたいこと」

最近、「共同親権」という言葉を聞くことが増えました。これは、離婚した後の親権のルールが変わるからです。

これまで、離婚すると親権者は父母のどちらか一方(単独親権)に決める必要がありました。これからは、父母の話し合いで、父母の両方を親権者(共同親権)にすることも選べます。もちろん、今までどおり単

独親権を選ぶこともできます。新しいルールは、2026年4月1日から始まります。父母の話し合いがまとまらないときは、家庭裁判所が判断します。そのとき一番大切にされるのは「子どもにとって何がよいか」です。もし虐待やDVなどがあつて、共同親権にすると子どもに悪い影響が出るおそれがある場合は、共同親権にせず、単独親権にしなければなりません。

共同親権になったからといって、日常のことが全部止まるわけではありません。毎日の生活の世話や、急いで病院に行く必要があるときなどは、その場で必要な対応をすることが想定されています。一方で、進学先をどうするか、引越しをどうするかのように、子どもの将来に大きく関わることは、父母でよく話し合う必要が出てきます。

あわせて、改正法では、養育費の支払いが適切に履行されないという問題に対応するため、支払いを確保しやすくする制度(法定養育費制度の導入や養育費債権への先取特権付与等)も整備される予定です。

子どもが主にどこで生活するか、親子間の交流や養育費をどうするか、といった重要事項については、

あらかじめ検討しておくことも大切です。

【留萌ひまわり基金法律事務所】

☎ 42-3341



弁護士 海北 健太

「生活・仕事相談会(2月)」開催のご案内

るもい生活あんしんセンターでは、生活や仕事等でお困りの方を対象に相談会を開催しています。相談は無料で行っていきますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、左記までご連絡願います。

日 2月6日(金)・24日(火)

① 14時～14時50分

② 15時～15時50分

所 文化交流センター

1階和文化作法室1

※ 無料

【自立相談支援事業所】

「るもい生活あんしんセンター」

☎ 56-11616